

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号。以下「規則」という。)第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について、金融庁長官が別に定める事項(平成26年2月18日 金融庁告示第7号)として、事業年度に係る説明資料に記載すべき事項を当該告示に則り開示しております。

なお、本開示における「自己資本比率告示」及び「告示」は、平成18年3月27日 金融庁告示第19号を指しております。

I 自己資本の構成に関する開示事項

1. 自己資本の構成及び自己資本比率

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、算出しております。なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しており、また、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

●単体自己資本比率(国内基準)

【平成27年度】

(単位：百万円、%)

項 目		経過措置による不参入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	152,495	
うち、資本金及び資本剰余金の額	31,834	
うち、利益剰余金の額	121,881	
うち、自己株式の額(△)	787	
うち、社外流出予定額(△)	433	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	194	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,489	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,489	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	4,726	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 159,906	
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	40	60
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	40	60
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1,877	2,815
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 1,917	
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ))	(ハ) 157,988	
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,282,184	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	7,539	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	60	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	2,815	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	4,663	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	67,619	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 1,349,803	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	11.70	

【平成28年度】

(単位：百万円、%)

項 目		経過措置による不参入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	156,588	
うち、資本金及び資本剰余金の額	31,834	
うち、利益剰余金の額	126,065	
うち、自己株式の額 (△)	768	
うち、社外流出予定額 (△)	542	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	228	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,080	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,080	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	4,133	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	163,031	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	317	211
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	317	211
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	2,888	1,925
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,205	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	159,825	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,314,484	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	8,348	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	211	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	1,925	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	6,211	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	65,949	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,380,433	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.57	

連結情報

単体情報

自己資本比率規制の第3の柱
市場規律に基づく開示

情報開示・法定開示項目一覧

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

連結自己資本比率 (国内基準)
【平成27年度】

(単位：百万円、%)

項 目		経過措置による不参入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	156,444	
うち、資本金及び資本剰余金の額	31,883	
うち、利益剰余金の額	125,966	
うち、自己株式の額 (△)	787	
うち、社外流出予定額 (△)	618	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△773	
うち、為替換算調整勘定	—	
うち、退職給付に係るものの額	△773	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	194	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,659	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,659	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	4,726	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,991	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 166,243	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	69	103
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	69	103
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	1	1
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	1,201	1,801
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 1,271	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 164,971	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,293,644	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,858	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	103	
うち、繰延税金資産	1	
うち、退職給付に係る資産	1,801	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	1,950	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	69,912	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 1,363,557	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.09	

【平成28年度】

(単位：百万円、%)

項 目		経過措置による不参入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	160,673	
うち、資本金及び資本剰余金の額	31,883	
うち、利益剰余金の額	130,155	
うち、自己株式の額 (△)	768	
うち、社外流出予定額 (△)	597	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△1,116	
うち、為替換算調整勘定	-	
うち、退職給付に係るものの額	△1,116	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	228	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,253	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,253	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	4,133	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,725	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 168,897	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	343	229
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	343	229
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	1,870	1,246
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 2,214	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 166,683	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,327,538	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,177	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	229	
うち、繰延税金資産	-	
うち、退職給付に係る資産	1,246	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、上記以外に該当するものの額	3,701	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	68,126	
信用リスク・アセット調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 1,395,664	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.94	

連結情報

単体情報

自己資本比率規制の第3の柱
(市場規律)に基づく開示

情報開示・法定開示項目一覧

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

II 定性的開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

イ 自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する自己資本比率を算出する対象となる会社の範囲(以下「連結グループ」)に属する会社と連結財務諸表規則の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。

ロ 連結グループに属する連結子会社の数、名称及び主要な業務の内容は以下のとおりです。

	平成27年度	平成28年度
連結子会社数	4社	4社
名 称	主な業務の内容	
愛銀リース株式会社	総合ファイナンスリース業務	
愛銀ビジネスサービス株式会社	当行の事務受託代行業務	
株式会社愛銀ディーシーカード	クレジットカード業務、保証業務	
愛銀コンピュータサービス株式会社	電算機による業務処理等業務	

ハ 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。

ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものはありません。

ホ 連結子会社4社全てにおいて債務超過会社はなく、自己資本は充実していると認識しています。また、連結グループ内において自己資本にかかる支援は行っていません。

2. 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

平成28年3月末の当行及び当行グループの自己資本調達手段の概要は、以下の通りです。

自己資本調達手段	概 要	
普通株式	10,943千株	発行済株式総数
(内訳)	102千株	完全議決権株式(自己株式等)
	10,739千株	完全議決権株式(その他)
	101千株	単元未満株式

平成29年3月末の当行及び当行グループの自己資本調達手段の概要は、以下の通りです。

自己資本調達手段	概 要	
普通株式	10,943千株	発行済株式総数
(内訳)	100千株	完全議決権株式(自己株式等)
	10,744千株	完全議決権株式(その他)
	97千株	単元未満株式

3. 銀行及び連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが配賦されたリスク資本を超えないようにモニタリングすることで、自己資本の充実度を確認しております。

また、連結グループでは、自己資本比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、格付別・業種別等の信用リスクを時系列で分析し、銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っています。

当行グループは、個別債務者の信用リスク管理について、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等を検証して評価を行っています。評価は、新規案件審査時及び実行後の途上与信管理や自己査定において定期的あるいは事象発生等により随時に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。自己査定と

は、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。自己査定の集計結果等は自己査定検証部門が検証し、経営陣に報告しています。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、与信管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っています。リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営陣に報告しています。

当行では、行内格付制度を導入しています。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しています。

また、当行では信用リスクを計量し、信用リスク管理に活用しています。

(2) 自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した「自己査定規定」及び「償却・引当規定」を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、「償却・引当規定」に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上を行っています。

また、連結子会社においても「自己査定規定」及び「償却・引当規定」を独自に定めて自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

(3) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、保有資産のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)の格付を使用しています。なお、証券化エクスポージャーについてのみ、株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・アード・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)の格付を使用しています。

但し、投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産(所謂ファンド)については、そのリスク・ウェイトを算出するにあたり当該運用委託会社で作成する資産構成内訳等に関する報告書で使用されている適格格付機関を使用しています。

なお、経済協力開発機構及び輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアは使用していません。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行グループでは、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っています。その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行グループが適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体及び、債務者の親会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「貸出規定」「管理債権規定」等の行内規定等に基づいて、適切な取扱いを行っております。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規定を定めています。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越を対象としており、「貸出及び管理債権に関する専決権限規定」等の行内規定に基づいて、手続を行います。

なお、単体自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、及び、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、上場株式等、適格保証の内容としては政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引、通貨オプション取引、債券先物取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎に信用状況に見合った信用リスク限度枠を設定し、契約額等が限度枠を超過しないように管理しています。また、当行では、派生商品取引等のオフバランス取引の信用リスク限度枠は、貸出等のオンバランス取引の与信額を勘案して総合的に管理を行っています。

また、派生商品取引では、当行の信用力が低下した場合に、追加的な担保提供が必要となることがありますが、当行は担保として提供可能な資産を充分保有しております。

7. 長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では長期決済期間取引を取り組んでおりません。

8. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行グループは証券化取引へのオリジネーターやサービサー等としての関与はありません。また、投資家として証券化エクスポージャーに対する投資は行っていません。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行グループでは、保有する証券化商品・再証券化商品に関するモニタリング・報告を、裏付資産である証券化商品の状況に係る情報等について、定期的または必要に応じて、リスク管理委員会等へ報告しております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行グループでは、信用リスク削減手法として証券化取引を取り組んでおりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式

当行グループでは、「標準的手法」により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額を算出しております。

(5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式

当行グループでは、マーケット・リスクに係る額は算入していません。

(6) 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当ありません。

(7) 銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

(8) 証券化取引に関する会計方針

当行グループは証券化取引へのオリジネーターやサービサー等としての関与はなく、証券化商品を購入した場合には、「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則って、適正な処理を行っています。

(9) 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定には、適格格付機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベストメント・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）の格付を使用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っていません。

9. マーケット・リスクに関する事項

当行グループは自己資本比率告示に基づき、マーケット・リスク不算入の特例を適用しています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、業務を遂行するにあ

たって不適切な業務プロセス、役職員等による不正・ミス及び災害等の外部要因により損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクに関する包括的な行内規定である「オペレーショナルリスク管理規定」を制定し、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システム・リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの6つに分けて管理しています。

また、個別規定として、「事務リスク管理規定」、「システムリスク管理規定」等の行内規定を定め、各リスクについては、それぞれ事務統括部、コンプライアンス・リスク統括部、経営管理部等の管理部署が個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、リスク管理委員会等に定期的に損失事象の状況等に関する報告を行っています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

当行グループでは、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」^(注)を採用しております。

^(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

11. 銀行勘定における出資等に関するリスク管理の方針及び手続の概要

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュエーション・アット・リスク（VaR）^(注)によりリスク量を計測し、予め定めたリスクリミットの遵守状況をモニタリングしております。

^(注) VaR…一定の確率の下の予想最大損失額

また、出資等、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他の株式等で時価のないものにつきましては、自己査定のプロセスの中で、財務諸表に基づいて算定する純資産額と取得簿価との比較による評価を行っております。なお、出資等の会計処理につきましては、「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則って、適正な処理を行っております。

12. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) 市場リスクのリスク管理の方針及び手続の概要

当行が管理するリスクの一つとして、市場リスクがあります。市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む）の価値が変動し損失を被るリスクをいい、主に、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、コンプライアンス・リスク統括部が市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しています。

コンプライアンス・リスク統括部は、市場リスクの状況について、定期的に取締役会・リスク管理委員会等に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っています。

(2) 銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など）における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、バリュエーション・アット・リスク（VaR）などの計測手法を用いて、計量しております。また、バックテストにより、計量結果の検証を行っております。

その他、ストレス・テストやシミュレーションを行い、金利が大きく変動した場合等に想定しうる金利リスク量や損失額等の把握を行っております。

なお、連結グループの金利リスクについては、連結子会社の金利リスクが連結グループに与える影響が軽微であると判断し、計算していません。

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

Ⅲ 定量的開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額

●銀行単体

(単位：百万円)

項 目	平成27年度		平成28年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オンバランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	200	8
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公営企業等金融機構向け	1,751	70	1,967	78
我が国の政府関係機関向け	9,557	382	8,857	354
地方三公社向け	235	9	25	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	68,060	2,722	45,736	1,829
法人等向け	530,917	21,236	552,063	22,082
中小企業等向け及び個人向け	267,141	10,685	288,957	11,558
抵当権付住宅ローン	99,345	3,973	101,014	4,040
不動産取得等事業向け	127,410	5,096	142,945	5,717
三月以上延滞等	2,042	81	1,016	40
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	17,390	695	17,465	698
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	75,613	3,024	71,776	2,871
上記以外	40,990	1,639	40,912	1,636
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	25,389	1,015	27,748	1,109
資産（オンバランス）計	1,266,045	50,641	1,300,685	52,027
【オフバランス取引等項目（主な内訳）】				
原契約が1年以下のコミットメント	1,709	68	1,741	69
原契約が1年超のコミットメント	1,817	72	1,495	59
信用供与に直接的に代替する偶発債務	9,485	379	7,982	319
オフバランス取引等 計	15,447	617	12,724	508
CVAリスク相当額(簡便的リスク計測方式)	666	26	1,029	41
中央清算機関関連エクスポージャー	24	—	44	1
合 計	1,282,184	51,287	1,314,484	52,579

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

●連結グループ

(単位：百万円)

項 目	平成27年度		平成28年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オンバランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	200	8
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公営企業等金融機構向け	1,751	70	1,967	78
我が国の政府関係機関向け	9,557	382	8,857	354
地方三公社向け	235	9	25	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	68,066	2,722	45,744	1,829
法人等向け	534,637	21,385	555,913	22,236
中小企業等向け及び個人向け	270,740	10,829	292,943	11,717
抵当権付住宅ローン	99,345	3,973	101,014	4,040
不動産取得等事業向け	127,410	5,096	142,945	5,717
三月以上延滞等	2,186	87	1,052	42
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	17,390	695	17,465	698
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	74,008	2,960	70,171	2,806
上記以外	46,585	1,863	47,692	1,907
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	25,389	1,015	27,748	1,109
資産（オンバランス）計	1,277,506	51,100	1,313,739	52,549
【オフバランス取引等項目（主な内訳）】				
原契約が1年以下のコミットメント	1,709	68	1,741	69
原契約が1年超のコミットメント	1,817	72	1,495	59
信用供与に直接的に代替する偶発債務	9,485	379	7,982	319
オフバランス取引等 計	15,447	617	12,724	508
CVAリスク相当額（簡便的リスク測定方式）	666	26	1,029	41
中央清算機関関連エクスポージャー	24	—	44	1
合 計	1,293,644	51,745	1,327,538	53,101

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

(2) 総所要自己資本額

●銀行単体

(単位：百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク（標準的手法）	51,287	52,579
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	2,704	2,637
合 計	53,992	55,217

●連結グループ

(単位：百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク（標準的手法）	51,745	53,101
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	2,796	2,725
合 計	54,542	55,826

連結情報

単体情報

自己資本比率規制の第3の柱
（市場規律）に基づく開示

情報開示・法定開示項目一覧

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

2. 信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

【平成27年度】

●銀行単体

(単位：百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引
計	3,068,648	1,954,552	1,004,938	109,157
国 内 外 計	3,380	—	3,380	—
地 域 別 合 計	3,072,028	1,954,552	1,008,318	109,157
製 造 業	333,564	324,220	9,343	—
農 業、 林 業	1,244	1,244	—	—
漁 業	37	37	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	1,244	1,244	—	—
建 設 業	139,721	132,944	6,776	—
電気・ガス・熱供給・水道業	40,966	29,053	11,912	—
情 報 通 信 業	14,076	12,874	1,202	—
運 輸 業、 郵 便 業	158,388	77,938	80,450	—
卸 売 業、 小 売 業	299,536	294,516	5,020	—
金 融 業、 保 険 業	785,336	171,755	504,423	109,157
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	271,950	261,233	10,716	—
各 種 サ ー ビ ス 業	132,481	125,316	7,164	—
国、地方公共団体	383,061	11,754	371,307	—
個 人	421,839	421,839	—	—
そ の 他	88,577	88,577	—	—
業 種 別 計	3,072,028	1,954,552	1,008,318	109,157
1 年 以 下	634,691	401,605	123,927	109,157
1 年 超 3 年 以 下	451,274	203,020	248,253	—
3 年 超 5 年 以 下	575,496	278,796	296,699	—
5 年 超 7 年 以 下	210,333	130,432	79,901	—
7 年 超 10 年 以 下	174,473	144,965	29,507	—
10 年 以 上	627,777	577,553	50,223	—
期間の定めのないもの	397,982	218,177	179,804	—
残 存 期 間 別 合 計	3,072,028	1,954,552	1,008,318	109,157

●連結グループ

(単位：百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引
計	3,083,503	1,969,407	1,004,938	109,157
国 内 外 計	3,380	—	3,380	—
地 域 別 合 計	3,086,884	1,969,407	1,008,318	109,157
製 造 業	339,873	330,529	9,343	—
農 業、 林 業	1,244	1,244	—	—
漁 業	37	37	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	1,282	1,282	—	—
建 設 業	140,631	133,855	6,776	—
電気・ガス・熱供給・水道業	40,966	29,053	11,912	—
情 報 通 信 業	14,126	12,923	1,202	—
運 輸 業、 郵 便 業	160,526	80,076	80,450	—
卸 売 業、 小 売 業	301,147	296,127	5,020	—
金 融 業、 保 険 業	784,483	170,902	504,423	109,157
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	272,570	261,853	10,716	—
各 種 サ ー ビ ス 業	128,642	121,478	7,164	—
国、地方公共団体	383,081	11,773	371,307	—
個 人	421,841	421,841	—	—
そ の 他	96,428	96,428	—	—
業 種 別 計	3,086,884	1,969,407	1,008,318	109,157
1 年 以 下	630,099	397,014	123,927	109,157
1 年 超 3 年 以 下	454,486	206,232	248,253	—
3 年 超 5 年 以 下	580,524	283,824	296,699	—
5 年 超 7 年 以 下	213,027	133,126	79,901	—
7 年 超 10 年 以 下	176,044	146,537	29,507	—
10 年 以 上	627,924	577,700	50,223	—
期間の定めのないもの	404,776	224,971	179,804	—
残 存 期 間 別 合 計	3,086,884	1,969,407	1,008,318	109,157

【平成28年度】

●銀行単体

(単位：百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引
国 内 計	3,299,141	2,104,066	999,845	195,229
国 外 計	—	—	—	—
地 域 別 合 計	3,299,141	2,104,066	999,845	195,229
製 造 業	347,365	337,949	9,415	—
農 業、 林 業	1,233	1,233	—	—
漁 業	90	90	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	1,112	1,112	—	—
建 設 業	141,219	134,896	6,323	—
電気・ガス・熱供給・水道業	38,857	34,292	4,565	—
情 報 通 信 業	14,622	13,405	1,216	—
運 輸 業、 郵 便 業	157,306	81,670	75,635	—
卸 売 業、 小 売 業	297,844	292,625	5,218	—
金 融 業、 保 険 業	964,119	259,946	508,943	195,229
不動産業、物品賃貸業	284,681	270,612	14,069	—
各 種 サ ー ビ ス 業	131,748	125,412	6,335	—
国、地方公共団体	377,191	9,069	368,122	—
個 人 他	454,705	454,705	—	—
そ の 他	87,043	87,043	—	—
業 種 別 計	3,299,141	2,104,066	999,845	195,229
1 年 以 下	780,271	422,884	162,157	195,229
1 年 超 3 年 以 下	403,777	190,111	213,665	—
3 年 超 5 年 以 下	548,153	281,434	266,719	—
5 年 超 7 年 以 下	171,657	139,621	32,035	—
7 年 超 10 年 以 下	206,371	175,397	30,974	—
10 年 超	687,253	619,460	67,792	—
期間の定めのないもの	501,657	275,156	226,500	—
残 存 期 間 別 合 計	3,299,141	2,104,066	999,845	195,229

●連結グループ

(単位：百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
		貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引
国 内 計	3,315,452	2,120,376	999,845	195,229
国 外 計	—	—	—	—
地 域 別 合 計	3,315,452	2,120,376	999,845	195,229
製 造 業	353,953	344,537	9,415	—
農 業、 林 業	1,233	1,233	—	—
漁 業	90	90	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	1,143	1,143	—	—
建 設 業	142,397	136,074	6,323	—
電気・ガス・熱供給・水道業	38,857	34,292	4,565	—
情 報 通 信 業	14,677	13,460	1,216	—
運 輸 業、 郵 便 業	160,189	84,553	75,635	—
卸 売 業、 小 売 業	299,465	294,247	5,218	—
金 融 業、 保 険 業	963,278	259,105	508,943	195,229
不動産業、物品賃貸業	285,328	271,259	14,069	—
各 種 サ ー ビ ス 業	127,176	120,840	6,335	—
国、地方公共団体	377,209	9,087	368,122	—
個 人 他	454,708	454,708	—	—
そ の 他	95,742	95,742	—	—
業 種 別 計	3,315,452	2,120,376	999,845	195,229
1 年 以 下	775,200	417,813	162,157	195,229
1 年 超 3 年 以 下	406,811	193,145	213,665	—
3 年 超 5 年 以 下	554,168	287,449	266,719	—
5 年 超 7 年 以 下	174,402	142,367	32,035	—
7 年 超 10 年 以 下	208,113	177,138	30,974	—
10 年 超	687,512	619,720	67,792	—
期間の定めのないもの	509,243	282,742	226,500	—
残 存 期 間 別 合 計	3,315,452	2,120,376	999,845	195,229

連結情報

単体情報

自己資本比率規制の第3の柱
(市場規律)に基づく開示

情報開示・法定開示項目一覧

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

●銀行単体

(単位：百万円)

		三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(注1)	
		平成27年度	平成28年度
国	内 計	3,606	3,444
	外 計	—	—
地 域 別 合 計		3,606	3,444
業 種 別	製 造 業	1,362	718
	農 業、 林 業	—	—
	漁 業	—	—
	鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—
	建 設 業	185	896
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	情 報 通 信 業	—	—
	運 輸 業、 郵 便 業	—	25
	卸 売 業、 小 売 業	540	1,031
	金 融 業、 保 険 業	—	—
	不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	777	405
	各 種 サ ー ビ ス 業	330	69
	国、地方公共団体	—	—
	個 人	409	297
	そ の 他	—	—
	業 種 別 計		3,606

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。
2. 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中増減額

●銀行単体

(単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	27年度	3,941	△1,451	2,489
	28年度	2,489	△409	2,080
個別貸倒引当金	27年度	5,595	△324	5,271
	28年度	5,271	△372	4,898
特定海外債権引当金勘定	27年度	—	—	—
	28年度	—	—	—
合 計	27年度	9,537	△1,775	7,761
	28年度	7,761	△782	6,979

●連結グループ

(単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	27年度	4,154	△1,494	2,659
	28年度	2,659	△406	2,253
個別貸倒引当金	27年度	6,479	△302	6,176
	28年度	6,176	△409	5,767
特定海外債権引当金勘定	27年度	—	—	—
	28年度	—	—	—
合 計	27年度	10,633	△1,797	8,835
	28年度	8,835	△815	8,020

(4) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳

●銀行単体

【平成27年度】

(単位：百万円)

	期首残高	当期増減額	期末残高
計	3,941	△1,452	2,489
国内	—	—	—
国外	—	—	—
地域別合計	3,941	△1,452	2,489
製造業	907	△353	554
農業、林業	4	△2	2
漁業	0	0	0
鉱業、碎石業、砂利採取業	0	△0	0
建設業	514	△241	273
電気・ガス・熱供給・水道業	7	2	9
情報通信業	34	△13	21
運輸業、郵便業	197	△86	111
卸売業、小売業	935	△345	590
金融業、保険業	21	0	21
不動産業、物品賃貸業	539	△190	349
各種サービス業	494	△202	292
国、地方公共団体	—	—	—
個人の他	283	△21	262
その他	—	—	—
業種別計	3,941	△1,452	2,489

(注) 連結グループでは、地域別、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

【平成28年度】

(単位：百万円)

	期首残高	当期増減額	期末残高
計	2,489	△409	2,080
国内	—	—	—
国外	—	—	—
地域別合計	2,489	△409	2,080
製造業	554	△81	473
農業、林業	2	△1	1
漁業	0	△0	0
鉱業、碎石業、砂利採取業	0	△0	0
建設業	273	△57	216
電気・ガス・熱供給・水道業	9	3	12
情報通信業	21	△3	18
運輸業、郵便業	111	△19	92
卸売業、小売業	590	△127	463
金融業、保険業	21	△9	12
不動産業、物品賃貸業	349	△61	288
各種サービス業	292	△65	227
国、地方公共団体	—	—	—
個人の他	262	11	273
その他	—	—	—
業種別計	2,489	△409	2,080

(注) 連結グループでは、地域別、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

(5) 個別貸倒引当金の業種別内訳と期中増減額

●銀行単体

【平成27年度】

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
製造業	1,427	1,527	141	1,286	1,527
農業、林業	2	—	—	2	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業、碎石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	2,435	1,142	1,397	1,038	1,142
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	32	37	—	32	37
運輸業、郵便業	49	64	—	49	64
卸売業、小売業	747	1,302	220	527	1,302
金融業、保険業	32	37	—	32	37
不動産業、物品賃貸業	358	455	126	232	455
各種サービス業	463	658	24	439	658
国、地方公共団体	—	—	—	—	—
個人の他	45	46	—	45	46
その他	—	—	—	—	—
業種別計	5,595	5,271	1,910	3,685	5,271

(注) 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

【平成28年度】

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
製造業	1,527	1,185	287	1,240	1,185
農業、林業	—	3	—	0	3
漁業	—	—	—	—	—
鉱業、碎石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	1,142	1,023	87	1,055	1,023
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	37	33	—	37	33
運輸業、郵便業	64	112	—	64	112
卸売業、小売業	1,302	1,706	256	1,046	1,706
金融業、保険業	37	28	—	37	28
不動産業、物品賃貸業	455	350	35	420	350
各種サービス業	658	420	100	558	420
国、地方公共団体	—	—	—	—	—
個人の他	46	34	6	40	34
その他	—	—	—	—	—
業種別計	5,271	4,898	774	4,497	4,898

(注) 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

(6) 業種別の貸出金償却

●銀行単体

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成27年度	平成28年度
製造業	—	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、碎石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	—	—
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
各種サービス業	—	—
国、地方公共団体	—	—
個人	—	—
その他の業種別計	—	—

(注) 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

(7) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び1250%のリスク・ウェイトを適用した額

●銀行単体

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額			
	平成27年度		平成28年度	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	87,383	712,794	137,970	718,838
10%	—	287,002	—	264,807
20%	184,687	130,376	210,348	130,940
35%	—	272,457	—	278,967
50%	34,011	118	29,918	435
75%	—	355,591	—	384,879
100%	20,146	790,318	19,892	799,436
150%	—	1,005	—	396
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	326,228	2,549,666	398,130	2,578,702

(注) 連結子会社では、信用リスク削減手法の効果を勘案していないため、銀行単体のみの開示としております。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

●銀行単体

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	59,310	104,660
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	395,179	360,185

(注) 連結子会社では、信用リスク削減手法の効果を勘案していないため、銀行単体のみの開示としております。

4. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

(2) 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

●銀行単体

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
グロス再構築コストの額	462	902
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	2,276	3,530
派生商品取引	2,276	3,530
外国為替関連取引	2,031	3,346
金利関連取引	19	8
株式関連取引	226	175
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	2,276	3,530

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は除く。
2. 与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)は、再構築コスト及びグロスのアドオン額(想定元本額に金融庁告示第19号第79条に定める掛け目を乗じた額)の合計額

(3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

クレジット・デリバティブの取組みはありません。

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

クレジット・デリバティブの取組みはありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーの取組みはありません。

(2) 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

当行、及び連結子会社は投資家として証券化エクスポージャーを保有していません。

イ 投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
商業用不動産	—	—
保険会社の資本調達手段 (基金、劣後ローン)	—	—
法人向け貸出	—	—
合 計	—	—

ロ 投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

(単位：百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	残 高	所要 自己資本	残 高	所要 自己資本
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

ハ 投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、自己資本比率告示第247条の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額
投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、告示第247条の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーはありません。

ニ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスクの削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
投資家として保有する再証券化エクスポージャーはありません。

ホ 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額ははありません。

6. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額及び時価
●銀行単体 (単位：百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	貸借対照 表計上額	時価	貸借対照 表計上額	時価
上場している出資等	134,113	—	136,073	—
上記に該当しない出資等	4,044	—	3,863	—
合 計	138,157	—	139,937	—

●連結グループ (単位：百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	貸借対照 表計上額	時価	貸借対照 表計上額	時価
上場している出資等	134,417	—	136,321	—
上記に該当しない出資等	2,361	—	2,181	—
合 計	136,779	—	138,502	—

(2) 銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

●銀行単体 (単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
売却損益額	1,771	4,216
償却額	58	8

●連結グループ (単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
売却損益額	1,771	4,216
償却額	58	8

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

●銀行単体 (単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	63,095	68,629
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

●連結グループ (単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	63,343	68,820
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

7. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額 (単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
VaR値	8,258	21,289

(注) 平成27年度は、観測期間5年、保有期間125日、信頼区間99%のヒストリカル・シミュレーション法にて計算しています。
平成28年度より、観測期間10年、保有期間125日、信頼区間99%のヒストリカル・シミュレーション法の計算に変更しています。

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

報酬等に関する情報開示

銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第19条の2第1項第6号および同規則第19条の3第4号に規定する、報酬等に関する事項であって銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定める事項(平成24年3月29日 金融庁告示第21号)について、事業年度に係る説明資料に記載すべき事項を当該告示に則り開示しております。

1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役であります。なお、社外役員は除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、従業員および主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の従業員および主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行持株会社または銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。なお、当行では、これに該当する「主要な連結子法人等」はありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の数」により除すことで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬限度額を決定しております。株主総会で決議された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の個人別の配分については、報酬委員会での協議を経て、取締役会で決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬の個人別の配分については、監査等委員である取締役の協議において決定しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

名 称	開催回数(平成28年4月~平成29年3月)
取締役会	2回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当行の役員報酬は、同業同規模の他企業と比較して、

当行の業績に見合った水準を設定しております。具体的な役員報酬制度といたしましては、役員の報酬等の構成を、

- ・基本報酬
- ・賞与
- ・株式報酬型ストックオプション

としております。

基本報酬は役員としての職務内容等を勘案し、賞与は当行の業績等を勘案して決定しております。また、株式報酬型ストックオプションは、業務執行から独立した立場である監査等委員である取締役を対象外としたうえで、中長期的な企業価値の向上を期待し、一定の権利行使期間を設定し、役員の職位に応じた新株予約権を付与しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、報酬委員会での協議を経て、取締役会にて決定し、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外役員を含む監査等委員である取締役の協議により決定しております。

3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員報酬限度額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

区 分	対象役員(除く社外役員)
人 数 (人)	18
報 酬 等 総 額 (百万円)	343
固 定 報 酬 の 総 額	272
基 本 報 酬	224
株式報酬型ストックオプション	47
そ の 他	—
変 動 報 酬 の 総 額	71
基 本 報 酬	—
賞 与	71
そ の 他	—
退 職 慰 労 金	—
そ の 他	—

(注) 1. 報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分の給与を含んでおります。

2. 当行では対象従業員等に該当する者がいないため、銀行連結開示は省略しております。

3. 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。

なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社愛知銀行 第1回新株予約権	平成24年7月21日から 平成54年7月20日まで
株式会社愛知銀行 第2回新株予約権	平成25年7月20日から 平成55年7月19日まで
株式会社愛知銀行 第3回新株予約権	平成26年7月26日から 平成56年7月25日まで
株式会社愛知銀行 第4回新株予約権	平成27年7月25日から 平成57年7月24日まで
株式会社愛知銀行 第5回新株予約権	平成28年7月23日から 平成58年7月22日まで

5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。